

鹿屋市手話通訳者養成講習会実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市手話通訳者養成講習会実施要綱（令和４年鹿屋市告示第145号）の一部を次のように改正する。

第４条第２号中「35回」を「33回」に改め、同号第３号中「14回」を「20回」に改める。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。